

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告のとおり、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均1,413円(0.35%)

給料 947円

扶養手当 231円

はね返り 235円

任用資格基準及び係長職以上の職責の高まり等を考慮した引上げを行う。

2 諸手当の改定

(1) 扶養手当の上上げ

扶養親族である子等に係る扶養手当の月額を次のとおり引き上げる。

5,500円 6,000円

(2) 勤勉手当の上上げ

勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

区 分		現 行	平成27年度(案)	平成28年度以降(案)
再任用職員 以外の職員	管 理 職 員 以外の職員	0.800 (年間:1.60)	0.900(+0.10) (年間:1.70)	0.850(+0.050) (年間:1.70)
	管 理 職 員	1.000 (年間:2.00)	1.100(+0.10) (年間:2.10)	1.050(+0.050) (年間:2.10)
再任用職員	管 理 職 員 以外の職員	0.375 (年間:0.75)	0.425(+0.05) (年間:0.80)	0.400(+0.025) (年間:0.80)
	管 理 職 員	0.475 (年間:0.95)	0.525(+0.05) (年間:1.00)	0.500(+0.025) (年間:1.00)

平成27年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

・再任用職員以外の職員 4.20月 4.30月(+0.1月)

・再任用職員 2.20月 2.25月(+0.05月)

3 施行期日等

(1) 給料表の改定、扶養手当の上上げ及び本年12月分の勤勉手当の上上げ 公布の日

給料表の改定及び扶養手当の上上げは、本年4月1日から適用する。

(2) 平成28年度の勤勉手当の改定 平成28年4月1日